

生活保護基準の見直しを求める会長声明

本年2月28日、松山地方裁判所は、愛媛県内の生活保護利用者らが、2013年8月から3回に分けて実施された生活保護基準の引下げ(以下「本件引下げ」という。)に係る保護費減額処分の取消しを求めた訴訟において、生活保護基準の引下げが厚生労働大臣に与えられた裁量権を逸脱又は濫用した違法なものと認められるとして、原告らの請求を認容する判決(以下「本判決」という。)を言い渡した。

本判決は、政府による2013年(平成25年)8月以降の生活保護費引下げ政策が恣意的なものであったことを看破し、その問題点を剔抉した意義のあるものであり、高く評価されるべきものである。

当会は、平成25年2月8日付生活保護基準の引下げに反対する会長声明において「そもそも、生活保護は憲法25条が保障する『健康で文化的な最低限度の生活』を具体化した最後のセーフティネットであって、生活保護基準は国民の生存権として保障される『健康で文化的な最低限度の生活』を決する極めて重要な基準である。すなわち、生活保護基準は、最低賃金、課税最低限度額、社会保険の自己負担額の基準とも連動しており、その引下げの影響は生活保護受給者だけでなく、我が国の社会保障全体に対して大きな影響を与える。」として、保護基準の引下げに対して強く反対したが、政府はこれを無視して本件引下げを断行した。

そのような政府が、本件引下げ後も、異常な物価上昇や格差と貧困の拡大固定が社会問題として焦眉の急とされている現下において、本判決の意義に対しても、無視することは断じて許されない。

よって当会は、国に対し、本判決の意義を重く受け止め、あらためて、裁量権の範囲を逸脱・濫用してなされた本件引下げを見直し、少なくとも2013年(平成25年)8月以前の生活保護基準に早急に戻すことを強く求めるものである。

以上

2025年(令和7年)2月28日

愛媛弁護士会

会長 和田 資 篤